

柏市スタートアップ事業化応援補助金交付要綱

制定 令和 6 年 7 月 1 1 日

施行 令和 6 年 7 月 1 1 日

(目的等)

第 1 条 この要綱は、柏市内において新技術、新製品、新サービス等の研究開発により事業化を目指すスタートアップに対し、柏市スタートアップ事業化応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、事業者の事業実現可能性を高め、更なる成長を支援するとともに、地域経済を牽引する成長産業の創出に繋げることを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、柏市補助金等交付規則（昭和 6 0 年柏市規則第 2 9 号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 前年度に次に掲げるプログラムを修了した者又はコンテストで受賞した者

ア KOIL STARTUP PROGRAM

イ ASIAN ENTREPRENEURSHIP AWARD
D 柏の葉賞

(2) 市税を滞納していない者であること。

(3) 会社法（平成 1 7 年法律第 8 6 号）第 4 7 5 条若しくは第 6 4 4 条の規定による清算の開始又は破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）第 1 8 条第 1 項若しくは第 1 9 条第 1 項の規定による破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 事業活動を行うために必要な法令を遵守していない，公序良俗に反していないこと。

(6) 対象者の役員等（業務を執行する社員，取締役，執行役若しくはこれらに準ずる者，相談役，顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は警察当局から排除要請のある者でないこと。

(7) 次のいずれかに該当する行為をした者でないこと。但し，以下に該当する行為であっても，継続的に，反復して当該行為を行う恐れがないと認められる者又は法令上の義務の履行としてする者若しくは，その他正当な理由がある者を除く。

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で，情を知って，暴力団又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し，又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら，暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う，金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し，請負契約，物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては，その役員等）が暴力団員であることを知りながら，当該契約を締結する行為

（対象事業）

第３条 補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）

は，製品またはサービスを新たに開発（または機能拡充）し，市場に投入する（または販路拡大する）ための事業とする。

２ 前項の規定にかかわらず，次のいずれかに該当する場合，補助の対象とならない。

(1) 基礎研究（特別な応用，用途を直接に考慮することなく，仮説や理論を形成するため，又は現象や観察可能な事実に関し

て新しい知識を得るために行われる理論的又は実験的研究)
のための事業

(2) 対象者が事業経費を負担しない受託事業

(3) その他市長が不相当と認める事業

(対象経費)

第4条 補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業を実施するにあたって必要な経費であり、別表に掲げるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合、補助の対象とならない。

(1) 他の機関又は制度において助成を受けている経費

(2) 各種税金（収入印紙や消費税及び地方消費税含む）及び人件費

(3) 著しく汎用性が高く、対象事業に係るものとして明確に区分することができない経費

(4) 補助対象期間外に、契約や実施、支払いが行われている経費

(5) 所定の帳簿類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書、振込控等）の確認ができない経費

(6) その他市長が不相当と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の5分の4以内の額とする。この場合において、補助金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

2 補助金の額は、5,000,000円を限度とする。

(申請書添付書類)

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業計画が分かる資料

(2) 事業に係る予算が分かる資料

(3) 対象者の概要が分かる資料

(4) 商業登記簿謄本の写し（発行から3月以内の履歴事項全部証明書）

(5) 誓約書

(6) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（標準処理期間）

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、90日とする。

（実績報告書添付書類）

第8条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 対象経費の支払いが完了したことが分かる資料

(2) その他市長が必要と認める資料

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（実績報告書提出期間）

第9条 実績報告書の提出期限は、事業終了後30日以内または、実施年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の経理）

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保存しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保存は、対象事業完了（対象事業の廃止の承認を受けた場合を含む。）の日から起算して5年を経過した日の属する市の会計年度の末日までとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 対象者が法令、本要綱に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(2) 対象者が交付の決定後生じた事情の変更等により、対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は，令和 6 年 7 月 1 1 日から施行する。

附 則

この要綱は，令和 7 年 9 月 4 日から施行する。

別表（第4条）

対 象 経 費	
機械装置・システム構築費	(1) 専ら対象事業のために使用される機械・装置，工具・器具の購入，製作，借用に要する経費 (2) 専ら対象事業のために使用される専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築，借用に要する経費
専門家経費	対象事業のために依頼した専門家に支払われる経費
クラウドサービス利用費	クラウドサービスの利用に関する経費
施設等使用料	実証実験等で使用する施設の利用料等
原材料費	対象事業のために必要な原材料及び副資材の購入に要する経費
外注費	対象事業のために必要な加工や設計（デザイン）・検査等の一部を外注（請負，委託等）する場合の経費